

2024年度

自主規制レポート

第2部 自主規制の取組

品質管理レビュー制度編

本冊子「2024年度自主規制レポート 品質管理レビュー制度編」は、「2024年度自主規制レポート」から、品質管理レビュー制度の概要及び2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の運営状況を抜粋して作成した分冊となっています。

「2024年度自主規制レポート」には、以下の項目を掲載しております。ぜひこちらも併せてご覧ください。

2024年度自主規制レポート掲載箇所	
表紙～トップメッセージ	1ページ～
第1部日本公認会計士協会と自主規制の取組の概要	8ページ～
第2部Ⅰ 品質管理レビュー制度 【本冊子】	15ページ～
第2部Ⅱ 上場会社等監査人登録制度	58ページ～
第2部Ⅲ 個別事案審査制度	68ページ～
第3部自主規制のモニタリング	96ページ～
第4部自主規制レポート資料編	102ページ～

【自主規制レポートページ】

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/self-regulation-report/>

【関連規程等の略称について】

自主規制レポートにおいて、略称を用いて参照している規程等は次の表のとおりです。

金融商品取引法	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
公認会計士法	公認会計士法(昭和23年法律第103号)
公認会計士法施行規則	公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)
会則	日本公認会計士協会会則

目 次

I 品質管理レビュー制度	15
1. 品質管理レビュー制度の概要	15
(1) 品質管理レビュー制度の概要・目的	15
(2) 監査事務所の品質管理システム	16
(3) 品質管理レビューの種類	19
(4) 品質管理レビューの対象監査事務所	20
(5) 品質管理レビューの実施方法	20
(6) 品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れ	22
(7) 品質管理レビューの実施結果	23
(8) 改善勧告事項	24
(9) 改善勧告事項となった原因(根本原因)の分析	25
(10) 改善措置の状況の確認	26
(11) 品質管理レビュー制度上の措置	27
(12) 個別事案審査制度との連携	28
(13) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示	28
(14) 品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション	28
2. 品質管理レビュー制度を運営する組織	29
(1) 品質管理レビューを運営する組織	29
(2) 委員一覧	30
3. 公認会計士・監査審査会との関係	31
(1) 公認会計士・監査審査会によるモニタリング	31
(2) 公認会計士・監査審査会との連携	32
4. 2024年度の品質管理レビューの運営状況	33
(1) 品質管理レビュー方針に基づく対応	33
(2) 品質管理レビューの実施状況	36
(3) 適格性の確認に関する事項	38
(4) 通常レビューの実施結果	41
(5) 特別レビューの実施状況及び実施結果	45
(6) 登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果	46
(7) 改善措置の状況の確認	47
(8) 品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況等	48
5. 2024年度の通常レビューにおける改善勧告事項	50
(1) 「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項	50
(2) 「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項	53

I 品質管理レビュー制度

～監査役等・投資家・社外役員の皆様へ～

- ・監査役等の皆様におかれましては、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断する際や新規契約締結時において、会計監査人たる監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があることから、本冊子「1.品質管理レビュー制度の概要」をご一読いただくことで、会計監査人から伝達される品質管理レビューの結果等をより正しく理解できると考えます。また、本冊子「4.(4) 通常レビューの実施結果」に掲載しております通常レビュー報告書交付監査事務所(規模別の内訳)や「5.2024年度の通常レビューにおける改善勧告事項」を参照いただけますと、2024年度の全体傾向を踏まえた会計監査人の状況をご確認いただけます。
- ・監査役等・投資家・社外役員の皆様におかれましては、当協会の自主規制の各制度をご理解いただく端緒として、本冊子に取りまとめている各制度概要・2024年度の運営状況を要約した自主規制レポートページ掲載の「サマリー」をご活用いただけますと幸いです。

1 品質管理レビュー制度の概要

(1)品質管理レビュー制度の概要・目的

当協会は、自主規制の取組の一環として、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的とした品質管理レビューを1999年度から実施しています。

当協会に設置した品質管理委員会は、公認会計士法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、会則第77条に基づき、品質管理レビューを実施することにより、公認会計士又は監査法人(以下これらを「監査事務所」という。)が行うリスク評価プロセス(監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処をいう。)を含む監査の品質管理システム(以下単に「品質管理システム」という。)の整備及び運用の状況を確認^(注)し、その結果を監査事務所に通知するとともに、必要に応じて改善を勧告し適切な措置を決定します。

なお、品質管理レビューは、指導及び監督(監督上の措置を含む。)の性格を有するものであり、摘発・懲戒を行うことや監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、2022年5月の公認会計士法改正により、当協会は、2023年4月から上場会社等監査人登録制度を運営しています。当該制度において、適格性の確認を行うに当たっては、品質管理レビュー制度も利用することとしています。(上場会社等監査人登録制度の詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)

なお、品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の沿革については、巻末資料をご参照ください。

(注)2023年7月1日以後最初に開始する被監査会社の会計期間が対象となる品質管理レビューから、監査事務所のリスク・アプローチの導入に対応した品質管理レビューとなるよう、リスク評価プロセスを含めた品質管理システムの整備及び運用の状況について確認している。なお、改訂前の品質管理基準を適用している監査事務所については、従前同様、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認した。

(2)監査事務所の品質管理システム

監査事務所は、以下の事項に関する品質管理システムを、適切に整備し運用する必要があります。

- ・ 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体(以下併せて「専門要員」という。)が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

- ・ 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

品質管理システムは、継続的かつ反復的に運用され、監査事務所の性質及び状況並びに監査事務所が実施する業務の内容及び状況の変化に対応して運用されるべきもので、一方向で直線的に運用されるものではありません。品質管理システムは、以下の構成要素を対象としています。

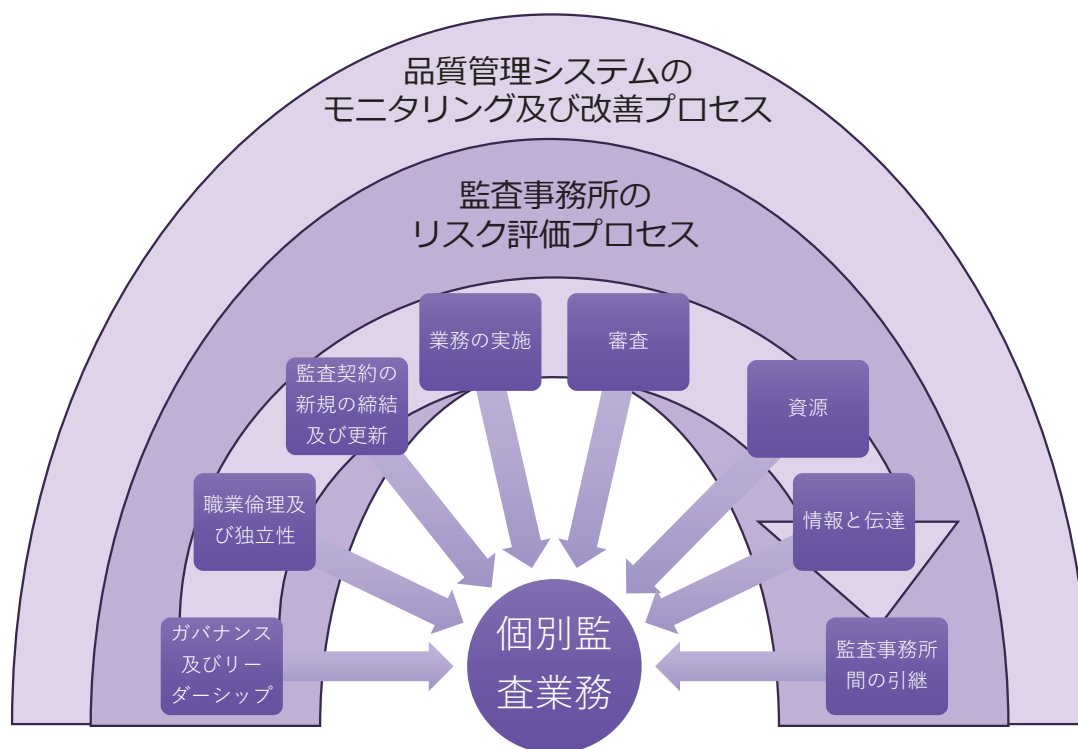
(参考)

国際会計士連盟(IFAC)理事会は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント」(以下「SMO」という。)1-7を制定しており、加盟団体は、SMOに定められる要求事項を履行するための行動を明示し、実行する義務を有しています。SMO1「品質保証」には、監査等の保証業務等を行う事務所に対する品質保証レビュー・システムに関する加盟団体への要求事項が定められています。

当協会は、国際会計士連盟に加盟しており、我が国における品質管理レビューにおいても、SMO1を遵守して実施しています。

【監査事務所の品質管理システムの構成要素】

品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」は、品質管理システムの各構成要素を相互に連携させ、監査事務所が主体的に業務の品質を管理できるよう、各構成要素の整備及び運用を行う際に、リスク・アプローチを適用することを要求しています。



監査事務所のリスク評価プロセス (品質管理システムの一部として、監査事務所により設定されたプロセス)	品質管理にリスク・アプローチを適用する際に、監査事務所が従わなければならないプロセスである。品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、及び品質リスクへの対応の整備と運用で構成される。
ガバナンス及びリーダーシップ (品質管理システムの運用の基礎)	監査事務所の組織風土、最高責任者等の品質に関する責任、組織構造、責任及び権限の分担、資源配分を取り扱っている。
職業倫理及び独立性 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	監査事務所及びその専門要員が遵守すべき職業倫理に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
監査契約の新規の締結及び更新 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	契約の新規の締結及び更新における監査事務所の判断に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
業務の実施 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	指揮と監督及び監査調書の査閲、職業的専門家としての判断及び懐疑心の発揮、専門的な見解の問合せ、並びに判断の相違を含む、高品質な監査の実施を支援するための品質目標と特定の対応を取り扱っている。
資源 (他の構成要素の運用を可能にする)	品質管理システムの運用を可能にする人的資源、テクノロジー資源、知的資源及びサービス・プロバイダーの取得、開発、利用、維持、配分及び配分のための品質目標を取り扱っている。

情報と伝達 (他の構成要素の運用を可能にする)	品質管理システムに関する情報の入手、生成又は使用、及び監査事務所内外への適時な情報発信に関する品質目標と特定の対応を取り扱っている。
モニタリング及び改善プロセス (品質管理システムの一部として、監査事務所により設定されたプロセス)	- 品質管理システムの整備及び運用に関して信頼性の高い情報を適時に提供するためのプロセスである。 - 不備を適時に改善するよう、不備に対応する適切な措置を講じるプロセスである。
監査事務所間の引継 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	後任の監査事務所に対する監査上の重要事項の伝達と前任の監査事務所に対しての監査上の重要事項についての問合せに関する品質目標を取り扱っている。
審査 (業務の実施の基礎となる特定の項目)	審査担当者の十分な審査時間を含む、適性・能力と当該監査業務に対する独立性及び客観性の確保、並びに適切な時点における深度ある審査の実施及び文書化に関する特定の対応を取り扱っている。

(注)品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び同第2号「監査業務に係る審査」を踏まえ、協会が作成。

品質管理レビューでは、品質管理レビュー基準及び手続に基づき、監査事務所が品質管理システムを適切に整備し運用しているかどうかを確認しています。

また、改訂品質管理基準等への対応として、2023年6月からレビュー手続に以下の取扱いを追加しています。

- ・ 監査事務所のリスク評価プロセスの状況を品質管理レビューにおいて評価するため、重要な不備事項のある実施結果となる要件及び要因、並びに、極めて重要な不備事項のある実施結果となる要件に、リスク評価プロセスに関する事項を追加
- ・ 上場会社等監査人等に関する特則として規定している重要な不備事項となる要因①の例示を、改正品質管理基準報告書第1号の構成要素に合わせて追加
- ・ 整備状況の理解と評価における検討項目を見直し、リスク評価プロセス、モニタリング及び改善プロセス、並びに評価に関する情報を入手する旨を追加
- ・ 監査事務所によるモニタリング活動に関するレビュー手続を追加
- ・ 監査事務所によるモニタリング及び改善プロセス、並びに評価の実施時期を考慮して、レビュー作業の実施時期を決定する旨を追加
- ・ レビュー計画策定時に、監査事務所が実施した品質管理システムの評価に関する結論を確認
- ・ レビューの実施結果が、監査事務所が実施した評価の結論と乖離していないか検討
- ・ 往査後に、監査事務所が「品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供している」以外の結論を下した場合の手続を追加

(3)品質管理レビューの種類

品質管理レビューは、通常レビュー、特別レビュー及び登録の審査のためのレビューの三つから構成されます。

【品質管理レビューの種類】

	通常レビュー ^(注)	特別レビュー	登録の審査のためのレビュー
目的	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の確認	監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況の確認	監査事務所の品質管理システムの整備の状況及び上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制整備状況の確認
実施頻度	原則として3年に一度の頻度で実施。なお、品質管理委員会の判断に基づき、実施頻度を短縮し、又は伸長して実施する場合もあるが、少なくとも5年に一度の頻度で実施する。	品質管理委員会が必要と認める場合に、下記の事項などについて適時に確認するために実施。 ・ 監査事務所の品質管理体制 ・ 監査実施状況 ・ 特定のテーマ	以下に該当する場合には、上場会社等監査人登録審査会から品質管理委員会に対する要請に基づき実施。 ・ 登録申請時 ・ 上場会社等監査人に対して適格性の確認その他必要と認めたとき
対象	通常レビュー対象監査事務所	監査契約を締結している全ての監査事務所	① 登録申請者 ② 通常レビュー対象監査業務がない登録上場会社等監査人
手法	往査	往査、聴取又は書面	往査

(注)通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人に対しては、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうか併せて確認することで、適格性の確認を実施する。

(4)品質管理レビューの対象監査事務所

品質管理委員会は、オフサイト・モニタリング等を通じて監査事務所の最近の概況に関する情報を収集しており、それを基に、通常レビュー及び特別レビューを実施する監査事務所を決定し、レビュー年次計画を策定しています。このレビュー年次計画は、継続的な情報収集を通じて適宜修正しています。

2025年3月31日現在の通常レビュー対象監査事務所数は次の表のとおりです。

【2025年3月31日現在の通常レビュー対象監査事務所数】

(単位：事務所)

	監査法人	公認会計士 ^(注1)	合計
通常レビュー対象監査事務所	157	66	223
登録上場会社等監査人 ^(注2)	130	2	132

(注)1. 複数の公認会計士が共同で監査業務等を実施する公認会計士共同事務所(以下「共同事務所」という。)については、共同事務所単位で品質管理レビューを実施しており、当該単位で公認会計士事務所数に含めている。

2. 上場会社等監査人登録審査会において「登録可否の審査が実施される事務所」又は「登録の拒否が決定された事務所のうち、上場会社の監査を実施している事務所」については、登録上場会社等監査人に含めている。

(5)品質管理レビューの実施方法

品質管理レビュー基準及び手続に従って、効果的かつ効率的な品質管理レビューの実施のため、様式^(注)を定め、品質管理レビューを実施しています。

(注)当協会ウェブサイト(会員専用ページ)「品質管理レビューツール等」にて公表している。

URL:https://jicpa.or.jp/n_member/download/review/

① 通常レビュー

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法によって品質管理レビューを実施します。

また、下図のとおり「監査事務所の品質管理システム」と「監査業務の品質管理」は相互に影響し合っています。

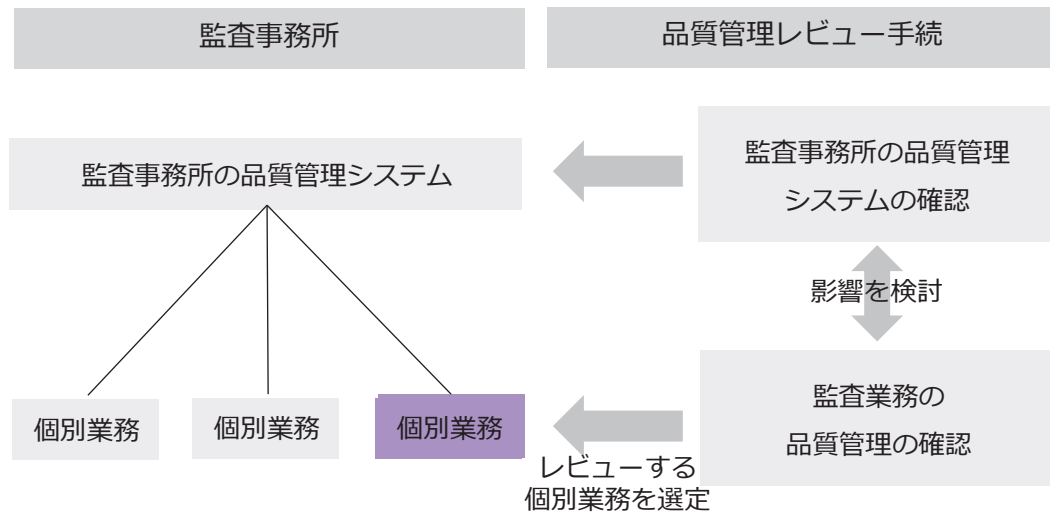
ア. 監査事務所の品質管理システムの確認

監査事務所の品質管理システムが適切に整備され、また有効に運用されているかどうかを確認します。

イ. 監査業務の品質管理の確認

監査事務所の品質管理システムが個別業務において適切に運用されているかどうかを確認します。

【通常レビューにおいて確認する対象とその関係】



なお、レビュー対象として選定する個別業務については、監査事務所の状況と監査業務のリスクの程度・業務内容等を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理システムへの影響について検討します。

② 特別レビュー

レビュー年次計画の策定において、特別レビューの対象となる監査事務所を選定するとともに、年度の途中であっても特別レビューを早急に実施する必要があると認められた場合は、対象となる監査事務所を選定します。

選定した監査事務所については、特別レビューの目的に従って、対象となる特定の分野や特定の監査業務等を考慮してレビューの対象範囲を決定した上で特別レビューを実施します。

③ 登録の審査のためのレビュー

登録申請者及び通常レビューの対象となる監査業務がない登録上場会社等監査人に対して適格性の確認を行う目的から、監査事務所の品質管理システムの整備状況を中心に確認を実施します。なお、監査事務所の整備状況の評価に当たっては、監査事務所の運営の状況や監査業務への適用の状況などの実態も十分に考慮しています。

(6)品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れ

品質管理レビューにおけるレビュー手続の基本的な流れは、以下のとおりです。

【品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れと運営組織】

レビューにおける手続		レビュー チーム	品質管理 審査部会	品質管理 委員会
①レビュー年次計画	品質管理レビューの対象とする監査事務所を決定するためのレビュー年次計画を策定します。	●		
②審議・承認	レビュー年次計画の内容を品質管理委員会が審議・承認します。			●
③レビューの計画	レビューにおけるリスクを勘案し、重要度の高い項目に焦点を当てて、監査事務所及び監査業務における品質管理のレビュー計画を策定します。必要に応じて、品質管理審査部会に事前相談します。	●	●	
④レビューの実施	監査事務所に往査し、監査事務所の代表者、品質管理責任者及び監査チームに対する質問や、監査調書の閲覧等を実施します。	●		
⑤審査、審議・承認	レビューを実施した結果、レビューチームが起案した「品質管理レビュー報告書」や「改善勧告書」及び必要があれば措置通知の内容を品質管理審査部会が審査し、品質管理委員会が審議・承認します。	●	●	●
⑥実施結果の報告	レビュー結果を評価し、レビューの実施結果を記載した「品質管理レビュー報告書」を監査事務所に交付します。（「(7)品質管理レビューの実施結果」において詳述。）			●
⑦改善の勧告	改善が必要な事項が見受けられた場合には、「改善勧告書」を監査事務所に交付します。（「(8)改善勧告事項」において詳述。）			●
⑧改善計画の受領	重要な不備事項又は極めて重要な不備事項(以下「重要な不備事項等」という。)があった場合には、監査事務所が作成した「改善計画書」を受領します。			●
⑨審査、審議・承認	「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」並びに措置通知の内容に加えて、「改善計画書」の内容を品質管理審査部会が審査し、品質管理委員会が審議・承認します。		●	●
⑩措置の通知	レビュー結果に応じて監査事務所に対する措置を通知します。（「(11)品質管理レビュー制度上の措置」において詳述。）			品質管理委員会の承認を経て、 当協会から通知。

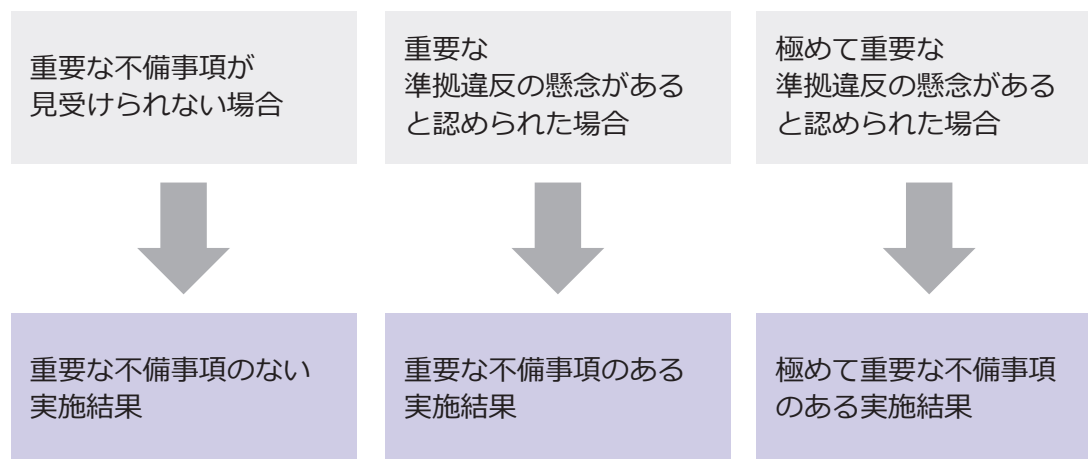
(注)上記と並行して、改善措置の状況の確認に係る手続(前年度の改善勧告事項に対する監査事務所の改善状況の確認手続)を実施する。なお、監査事務所の状況等によっては、レビュー計画を変更し、当年度に「改善状況の確認」として、監査事務所に往査する場合がある。（「(10)改善措置の状況の確認」において詳述。）

(7)品質管理レビューの実施結果

① 実施結果の種類

品質管理レビューの実施結果を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。品質管理レビューの実施結果は、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況における、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反又は重要な準拠違反の懸念の有無に応じて以下の3種類に分けられます。

【品質管理レビューの実施結果の種類】



(注)1. 特別レビューの実施結果は、特別レビューの実施対象の内容に応じ、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用の状況において、品質管理の基準に適合していない又は品質管理システムに準拠していない重要な不備事項の有無について表明している。

2. 登録の審査のためのレビューの実施結果は、品質管理の基準に適合していない又は上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、法令等に定めのある事項を遵守していないと認められる重要な不備事項の有無について表明している。

なお、重要な不備事項のある実施結果は、例えば、以下のような場合に表明されます。

- ・ 品質管理システムの整備又は運用状況が不適切又は不十分であり、その程度が重要である場合
- ・ 重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、重要な虚偽表示を看過している懸念がある場合
- ・ 重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合

② 実施結果の不表明

品質管理レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分について、主要なレビュー手続を実施できなかったことにより、実施結果を表明するに足る基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に実施結果は表明されません(実施結果の不表明)。

(8)改善勧告事項

品質管理レビューの実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告事項を記載した改善勧告書を作成し、品質管理レビュー報告書と併せて監査事務所に交付します。なお、改善勧告書には、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項を区分して記載します。

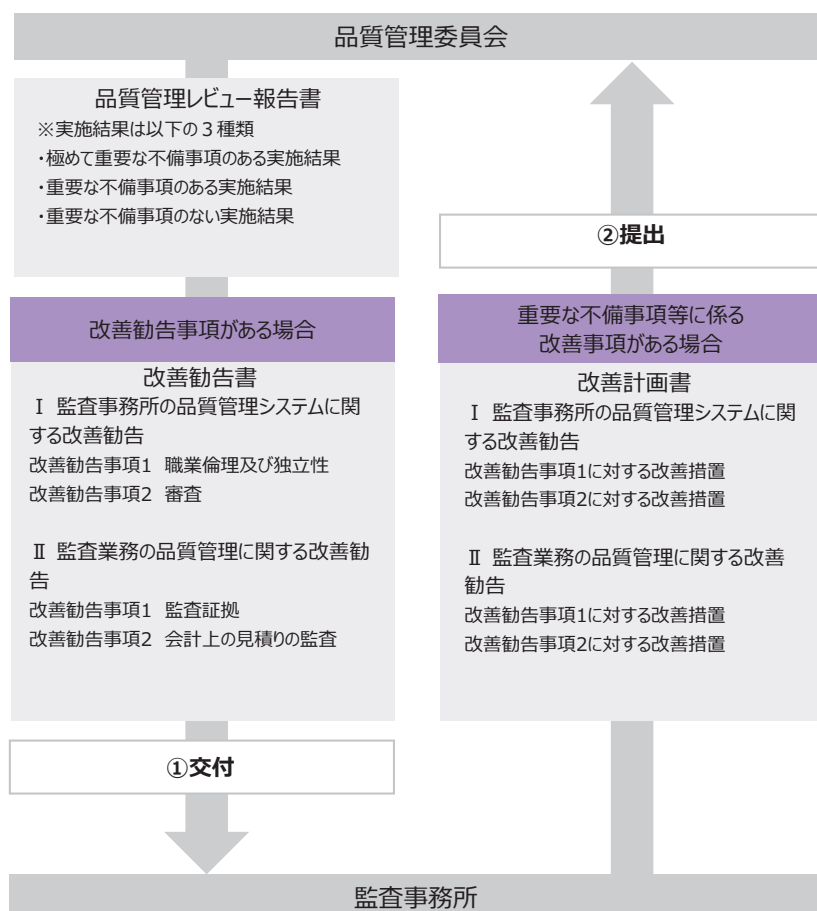
改善勧告事項の区分

- ・極めて重要な不備事項
- ・重要な不備事項
- ・不備事項

改善勧告を受けた監査事務所は自主的な改善を図る必要があり、このうち重要な不備事項等に係る改善勧告事項が見受けられた監査事務所には、当該不備事項に対する改善措置を記載した改善計画書の作成・提出が求められます。

なお、登録上場会社等監査人に対して極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要を当協会のウェブサイト「登録上場会社等監査人情報」において公表しています（詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。）。

【改善勧告事項がある場合の対応】



(9)改善勧告事項となった原因(根本原因)の分析

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、重要な不備事項等のある実施結果の場合には、レビューチームは改善勧告書の冒頭に原因及び根本的な原因に対応した改善を求める旨を記載します。

「改善勧告事項の発生原因」には、直接的な原因だけではなく、複数の改善勧告事項に共通する根本的な原因（例えば、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケース）があるため、品質管理レビュー報告書において重要な不備事項等が指摘された場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューチームと監査事務所の最高責任者等との意見交換を踏まえて「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載します。

なお、重要な不備事項のない実施結果の場合であっても、自主的な改善に懸念のある監査事務所については、必要に応じて、上記と同様に監査事務所とのコミュニケーションを経て、改善勧告書の冒頭に原因及び根本的な原因に対応した改善を求める旨を記載しています。

(10)改善措置の状況の確認

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した改善状況報告書の提出を求めています。レビューチームは、監査事務所の改善を促すために必要な指導を行うとともに、その改善措置の実施状況を以下のとおり確認します。

① 重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所

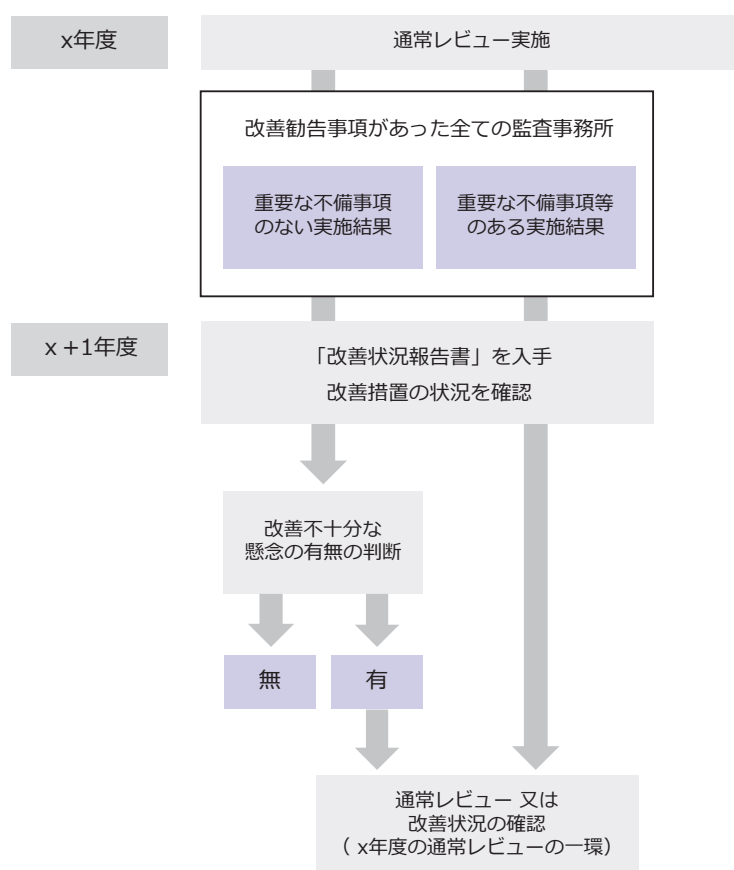
翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、再度通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

② 重要な不備事項のない実施結果が表明された監査事務所

翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、改善の不十分な懸念が認められる監査事務所に対しては、通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

なお、改善状況の確認を実施した場合には、改善の不十分な事項の有無について確認した結果を記載した改善状況の確認結果報告書を作成し、監査事務所に交付します。

【改善勧告事項があった監査事務所の改善措置の状況の確認】



(注)当年度に特別レビュー(品質管理委員会の判断に基づいて実施するもの)を実施して不備事項が見受けられた場合、原則、翌年度に改善状況の確認を行うこととしている。

(11)品質管理レビュー制度上の措置

品質管理の質的水準が十分でないために自主的な改善を促す必要があり、また、その状況を監督していくことが必要であると考えられる監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に基づき、必要な措置を決定しています。

品質管理レビュー制度上の措置の種類

- ・ 注意
- ・ 嚴重注意
- ・ 辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)

品質管理委員会は、原則として品質管理レビュー(改善状況の確認を含む。)の改善勧告事項に基づき、極めて重要な不備事項が認められた場合は辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)、重要な不備事項が認められた場合は嚴重注意、不備事項が再指摘となった場合は注意の措置を決定します。ただし、前回以前の改善勧告事項が改善されておらず、再度、改善勧告事項として認められたときは、原則に基づく措置に加重した措置を検討します。

【品質管理レビュー制度上の措置】

指摘事項	実施回数		
	(1回目)	(2回目)	(3回目以降)
極めて重要な不備事項	辞退勧告(注)	辞退勧告	辞退勧告
重要な不備事項	嚴重注意(注)	辞退勧告(注)	辞退勧告
不備事項	措置なし	注意	嚴重注意

(注)監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの回数、過年度のレビュー結果等の個別事情に応じて、軽減した措置を決定することがある。

また、監査事務所が正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は協力しなかった場合には、品質管理レビューの実施回数にかかわらず、監査業務からの辞退勧告を決定します。さらに、品質管理レビューの実施に当たり、監査事務所が品質管理レビューを拒否したとき、又は非協力であるとき、監査事務所に対して改善勧告したにもかかわらず改善されないとき等の報告を受けた品質管理委員会の委員長は、品質管理委員会が必要と認めたときには、監査・規律審査会の審査会長にその旨を報告します。

なお、登録上場会社等監査人に対して辞退勧告を決定した場合には、上場会社等監査人名簿への登録を取り消す場合があります(詳細は「第2部Ⅱ上場会社等監査人登録制度」を参照。)

(12)個別事案審査制度との連携

品質管理レビュー制度上の組織である品質管理委員会と、個別事案審査制度上の組織である監査・規律審査会は、ともに監査業務の品質向上に努め、各々の制度上の調査や審査を通じて、双方の所掌に属する重大な事項を発見した場合に、必要に応じて、適時に情報連携を行い、双方が適切な対応を実施します。例えば、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合、又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合に、品質管理委員会の委員長は、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することを会則で定めています(個別事案審査制度の詳細については、「第2部Ⅲ 個別事案審査制度」を参照。)

(13)品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

監査事務所は、原則として品質管理レビュー報告書、改善勧告書、改善計画書及び改善状況の確認結果報告書(以下「品質管理レビュー報告書等」という。)を第三者に開示できませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等によって、第三者に開示することができます。ここで、登録上場会社等監査人の場合には、上記にかかわらず、上場会社等監査人登録細則に基づく事項を「監査品質に関する報告書」等によって、第三者に開示することができます。

(14)品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」という。)は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、また、新規契約締結時において、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、例えば以下のいずれかに該当する監査の場合には、監査事務所は、品質管理レビューの結果及びその結果に基づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含む。)を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。なお、伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

- ・公認会計士法上の大会社等の監査
- ・会計監査人設置会社の監査
- ・信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

2

品質管理レビュー制度を運営する組織

(1)品質管理レビューを運営する組織

品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に運営されています。その下部組織として、品質管理審査部会、品質管理レビュー基準等改正検討部会及びレビューチームがあります。品質管理レビューの運営を行う各組織の主な役割及び2025年3月31日時点における構成については次の表のとおりです。

①品質管理委員会

【品質管理委員会の職務と構成】

組織名	品質管理委員会
職務	- 品質管理レビューの実施結果、当該結果に基づく措置等の審議 - 品質管理レビューに関する基準及び手続の立案 - 品質管理レビューを通じて認識した監査事務所又は監査の基準に係る共通の問題点等に関する意見の会長への具申 - 品質管理レビューの制度及び運用に関する意見の会長への具申 - その他、品質管理レビュー制度等の運営に必要な事項
構成	- 委員長(1人。当協会副会長。) - 委員(10人。会員7人及び会員外の有識者3人。このうち審査部会の部会長である委員5人を含む。)

②品質管理委員会の下部組織

(i)品質管理審査部会

【品質管理審査部会の職務と構成】

組織名	品質管理審査部会
職務	品質管理レビューの実施状況や結果、当該結果に基づく措置等について審査し、審査結果を品質管理委員会に報告
構成	- 六つの審査部会から構成。 - 部会員(各審査部会5人以上。(全て会員でうち部会長1人。))

(ii)品質管理レビュー基準等改正検討部会

【品質管理レビュー基準等改正検討部会の職務と構成】

組織名	品質管理レビュー基準等改正検討部会
職務	品質管理レビューに関する基準及び手続の立案、並びに品質管理レビューツールの改廃に係る事項を策定し、品質管理委員会に報告
構成	- 部会長(1人。品質管理委員会委員。) - 構成員(11人。全て会員。)

(iii)レビューチーム

【レビューチームの職務と構成】

組織名	レビューチーム
職務	・監査事務所の品質管理の状況について調査し、その調査結果を品質管理審査部会に報告
構成	・主席レビューアー (1人) ・副主席等レビューアー (7人) ・主査レビューアー (21人) ・スタッフ(13人 ^(注) 。うちIT専門家レビューアー3人を含む。)

(注)期中退任者があり、14人から減少している。

(2)委員一覧

2025年3月31日時点における品質管理委員会の構成員は、次の表のとおりです。

【品質管理委員会の構成員】

役職	氏名	所属・肩書
委員長	小倉 加奈子	日本公認会計士協会 副会長
委員(会員外)	石本 哲敏	東京弁護士会 弁護士
委員(会員外)	渡邊 浩司	株式会社東京証券取引所 上場部長
委員(会員外)	堀江 正之	日本大学 特任教授
委員(会員)	湯川 喜雄	日本公認会計士協会 常務理事
委員(会員)	新井 達哉	日本公認会計士協会 常務理事
委員(会員)	太田 稔	日本公認会計士協会 理事
委員(会員)	北方 宏樹	日本公認会計士協会 常務理事
委員(会員)	小林 尚明	日本公認会計士協会 常務理事
委員(会員)	椎名 弘	日本公認会計士協会 理事
委員(会員)	三橋 留里子	日本公認会計士協会 理事

3

公認会計士・監査審査会との関係

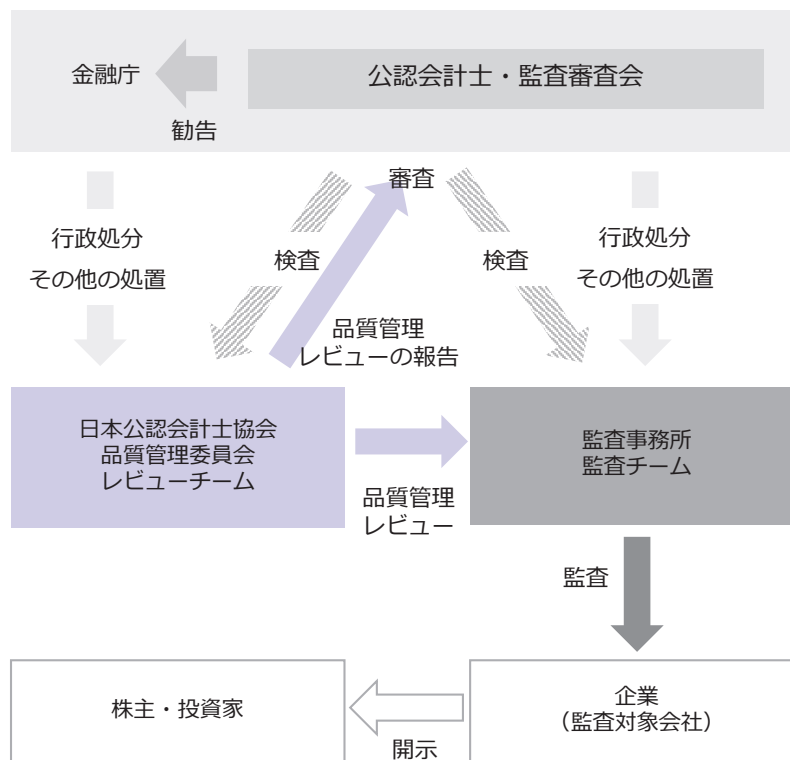
(1)公認会計士・監査審査会によるモニタリング

当協会は、品質管理レビューの実施状況について、公認会計士法第46条の9の2第2項に基づき、公認会計士・監査審査会(金融庁に設置されている合議制の行政機関)によるモニタリング^(注)を受けています。公認会計士・監査審査会は、当協会からの報告内容の審査、監査事務所や当協会等に対する検査等により、品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認し、必要があると認める場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁に勧告します。

(注)モニタリング情報等については、公認会計士・監査審査会のウェブサイトを参照。

URL:<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/index.html>

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



(2)公認会計士・監査審査会との連携

当協会は、品質管理レビュー制度の実効性向上に資するため、毎年度、公認会計士・監査審査会と実務者レベルの検討会を複数回実施しており、協議を通じて課題や対応策を取りまとめ、翌年度以降の品質管理レビューの改善や向上につなげています。2025年度においては以下のような取組を行いました。

- ・個別事例における双方の実施結果の分析を踏まえ、レビューアーと検査官との間で目線合わせや課題認識の共有を行いました。これにより得られた改善事項や留意点については、周知・研修により実務運用の徹底を図っています。
- ・品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)及び2024年度品質管理レビュー方針に基づく2024年度取組状況と2025年度以降の課題について、登録上場会社等監査人の「監査事務所の品質管理システム」の運用状況の確認や、上場会社等の監査を行う中小監査事務所に係る対応(監査調書の改ざんに係る対応、不備の根本原因の究明に係る対応など)を中心に、意見交換を行いました。

このほか、公認会計士・監査審査会の主催によりレビューアー向けの研修が実施され、品質管理レビューに期待することについてのメッセージ発信や、品質管理レビューの現状認識と課題、課題を解決するための方策などをテーマとしたディスカッションが行われました。

品質管理レビュー制度の一層の機能向上に向け、今後も深度ある効果的な連携のための取組を進めてまいります。

4

2024年度の品質管理レビューの運営状況

(1)品質管理レビュー方針に基づく対応

品質管理レビュー基本方針(2023年度～2025年度)

上場会社等監査人登録制度の導入や改訂品質管理基準の適用を踏まえ、2023年度以降の3か年において重点を置く取組と対応方針を2023年6月に策定・公表しました^(注)。2年目となる2024年度の対応状況の概要は以下のとおりです。

(注)当協会ウェブサイト「専門情報一覧(掲載日：2023年6月27日)」を参照。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-30-0-1a-20230627.pdf

制度改正や基準改訂への対応

<上場会社等監査人登録制度の適切な運用>

改訂品質管理基準の適用や法令上の情報開示体制の整備といった新たな要求事項への対応、これまでの議論の実績などを踏まえ、「適格性の確認ガイドライン」の見直しを行いました。

法令上の経過措置の期限を控えた2024年度前半は、引き続き、みなし登録上場会社等監査人の体制整備の確認に係る対応に注力しました。また、2024年度から開始した登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいては、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制の整備状況に加え、運用状況についても高い規律付けの一環として新たな目線で確認しました。(「(3)適格性の確認に関する事項」において詳述)

<改訂品質管理基準の適用状況の検証>

改訂品質管理基準を適用した監査事務所のうち、2024年度通常レビューを実施した監査事務所について適用状況を確認しました。

リスク・アプローチの徹底

上場会社等の監査を行わない監査事務所について通常レビューの実施頻度の伸長の仕組みを柔軟に活用するなど、人的リソース配分におけるリスク・アプローチを徹底し、上場会社等の監査を行う中小監査事務所への指導・監督にリソースを振り向けました。

また、過年度の改善勧告の状況や直近の動向を踏まえ、「監査事務所における品質管理」、「監査業務における品質管理」及び「上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制」の区分ごとに重点的实施項目を設定し、当該項目を重点的に確認しました。なお、監査事務所の規模に応じて特性や課題は異なるため、2024年度からは、大手監査法人、準大手監査法人及び中小監査事務所の規模区分に応じた重点的实施項目を設定しています。

業務管理体制の理解・評価

みなし登録上場会社等監査人に対する通常レビューや登録審査時の調査で特に確認した以下の事項について、登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、運用状況も含め確認しました。

- ・品質管理の専任部署の設置状況又は主として従事する公認会計士の選任状況、適切な業務分掌による責任の明確化、品質管理責任者が品質管理活動を行うための十分な時間の確保の状況
- ・品質管理責任者が業務執行社員として関与する場合の関与先の数等や関与する理由
- ・監査事務所の構成員が十分に能力開発に取り組むことのできる体制の整備状況

中小監査事務所(登録上場会社等監査人)の監査品質の向上

<監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格な対応>

電子調書システムの導入に向けた留意点の意見交換や、中小監査事務所支援部門に設置している相談窓口の紹介など、監査調書の電子化に向けた指導を行いました。

監査調書の改ざんを含む不適切な修正等に関しては、通常レビュー実施時に監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の適切な管理及び保存に関する宣誓書を入手し、監査調書の不適切な修正等の事実が判明した場合には重要な不備事項となることの意識付けを行う等の対応を図るほか、昨今の行政処分事例を受け、二度の「監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項」の発出により注意喚起を促しています。なお、2025年度以降のレビューにおいては、監査調書の最終的な整理期間後のみならず、監査報告書日から調書整理期間日までを含め、監査調書の改ざんがなされないよう指導を行うこととします。

<IT領域の取組の充実>

ITを専門領域とするレビューアーによる指導が必要と判断した監査事務所については、サイバーセキュリティを含む情報セキュリティ対応について、適格性の確認ガイドラインに基づき、当該監査事務所の規模や使用しているテクノロジーを踏まえながら個別指導を行いました。

また、中小監査事務所支援部門とは、情報セキュリティに関する指導の目線などについて、情報共有や意見交換を行いました。

<指導機能の充実>

2024年度に通常レビューを実施した登録上場会社等監査人のうち一部については、往査終了時及びその後、業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえた改善施策が実行可能で効果的なものとなっているかを確認し、必要に応じて当該改善施策の見直しを指導する取組を行いました。このほか、監査事務所の自律的な根本原因の究明に資するためのeラーニングの提供などの取組も行っています。

また、2023年度から2024年度にかけては、品質管理レビューの対象でないみなし登録上場会社等監査人についても、上場会社等監査人名簿への登録申請に向け、オフサイトでの情報収集等を通じて、不備の状況やこれに対する監査事務所の改善状況を把握し、指導を行いました。

品質管理レビューの実務

<リモートレビュー>

2024年度においては、1事務所について、情報セキュリティ対応や監査事務所から借用したPCの管理の徹底を図った上で、リモートレビュー(当協会において個別業務の電子化された監査調書の閲覧を含むレビュー手続を実施すること。)を実施し、個別業務のレビューにおいて一定の効率化が図られました。

<品質管理レビュー報告書の明瞭化等>

通常レビューの品質管理レビュー報告書について、品質管理レビューの利用者の理解に資する事項の記載区分を設けました。具体的には、再々指摘に当たる不備事項がある場合にその旨を記載することとします。

なお、2025年度以降も、品質管理レビュー報告書のわかりやすさ、有用性をより高めるための見直しを順次検討することとしました。

品質管理レビューの体制の強化

上場会社等監査人登録制度の導入に伴い、登録の審査のためのレビューや上場会社等の監査を行う監査事務所に対するより高い規律付けに伴う新たな目線での品質管理体制の整備・運用状況等の検証・指導が求められること、また、中小監査事務所を対象に改訂品質管理基準が順次適用となることから、レビューチームの人員の拡充、シニア人材を活用した監査事務所及びレビューアーの指導・育成を行いました。

公認会計士・監査審査会との連携

前記「3.(2)公認会計士・監査審査会との連携」において詳述しています。

品質管理レビューの状況等の情報開示の充実

品質管理レビュー制度に関する周知の取組として、自主規制レポート「品質管理レビュー制度編」や「品質管理レビュー事例解説集」を一般に公表したほか、公益社団法人日本監査役協会主催の講演会において、講演を行いました。

2024年度の重点的实施項目

2024年度品質管理レビュー方針において、通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、過年度の改善勧告の状況や最近の動向を踏まえて、品質管理委員会の決定により以下の事項としました。

●監査事務所における品質管理

1. 監査事務所のリスク評価プロセス
2. ガバナンス及びリーダーシップ
3. 職業倫理及び独立性
4. 監査契約の新規の締結
5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

●監査業務における品質管理

1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
2. 会計上の見積りの監査

●上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制
2. 業務の品質の管理の状況等の評価及び公表
3. 経営管理の状況等の公表
4. 組織的な運営
5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目

(2)品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は、次の表のとおりです。

【品質管理レビューの実施状況】

	実施監査事務所数	レビュー報告書交付 監査事務所数	繰越監査 事務所数 ^(注3)
通常レビュー	56 (81)	53 (86) ^(注4)	3 (0)
うち改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所数	34 (1)	32 (1)	2 (0)
改善状況の確認	15 (9)	15 (10) ^(注5)	0 (0)
合計	71 (90)	68 (96)	3 (0)
通常レビュー対象監査事務所数 ^(注6)	219 (222)		
通常レビュー実施割合	26% (36%)		
レビュー実施割合	32% (41%)		

(注) 1.()内には2023年度の数値を記載している。

2.特別レビュー及び登録の審査のためのレビューを実施した監査事務所数については、表中に含めていない。

3.通常レビュー及び改善状況の確認を開始したものの、品質管理レビュー報告書及び改善状況確認結果報告書の審議・決定が翌年度に繰り越された監査事務所(以下「繰越監査事務所」という。)である。

4.2022年度からの5繰越事務所への交付を含めている。

5.2022年度からの1繰越事務所への交付を含めている。

6.2023年4月1日及び2024年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数である。

通常レビューの実施頻度は、3年に一度を原則としていますが、品質管理レビューの実効性向上の観点から品質管理委員会の判断によって、実施頻度を短縮することを可能とする一方で、最長で5年に一度の頻度でレビューを実施することを可能としています。監査事務所の各年度における通常レビューの実施頻度について、前回のレビューから3年経過していませんが、短縮してレビューを実施した監査事務所数、及び前回のレビューから3年経過しましたが、レビューの実施を伸長することとした監査事務所数は次の表のとおりです。

【短縮及び伸長した監査事務所数】

	2022年度	2023年度	2024年度
短縮した監査事務所数	10	17	4 ^(注2)
伸長した監査事務所数	14 ^(注1)	5 ^(注1)	16

(注) 1.監査事務所の解散・通常レビュー対象会社との監査契約の解除などの理由により、通常レビュー対象監査事務所でなくなった監査事務所及び注2に該当する監査事務所を除き、それぞれ翌年度に通常レビューを実施した。

2.登録の審査のためのレビューを実施する監査事務所については、原則、通常レビューを短縮して実施せず、改善状況の確認を実施したため、通常レビューを短縮した監査事務所数が前年度と比べて減少している。

2024年度の実施監査事務所数減少及び伸長した監査事務所数増加の主な理由は以下のとおりです。

- ・上場会社等監査人登録制度上の「適格性の確認」に係るリソースの確保が必要であること。(主に2024年9月末に登録申請期限を迎えるみなし登録上場会社等監査人からの登録申請に係る対応)
- ・レビューサイクルにより、2023年度に比してリソースを多く要する大手監査法人及び準大手監査法人の実施監査事務所数が多いこと。
- ・上記のリソース確保のため、上場会社等の監査を行わない監査事務所について、リスク等を勘案の上、実施頻度の伸長を重点的に実施したこと。

通常レビュー対象監査事務所、通常レビュー実施監査事務所及び改善状況の確認実施監査事務所の規模ごとの内訳は、次の表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

		通常レビュー対象 監査事務所数	実施監査事務所数の内訳	
			通常レビュー 実施監査事務所数	改善状況の確認 実施監査事務所数
登録上場会社等監査人	大手・準大手	8 (9)	4 (2)	0 (0)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	11 (7)	4 (4)
		5～9社	6 (14)	4 (1)
		2～4社	9 (17)	1 (1)
		0～1社 ^(注2)	6 (11)	1 (0)
	計 ^{(注3)(注4)}	133 (133)	36 (51)	10 (6)
その他の監査事務所 ^(注4)		86 (89)	20 (30)	5 (3)
合計		219 (222)	56 (81)	15 (9)

(注) 1.()内には、2023年度の監査事務所数を記載している。

2.登録上場会社等監査人には上場会社との監査契約を締結していない監査事務所も含まれる。

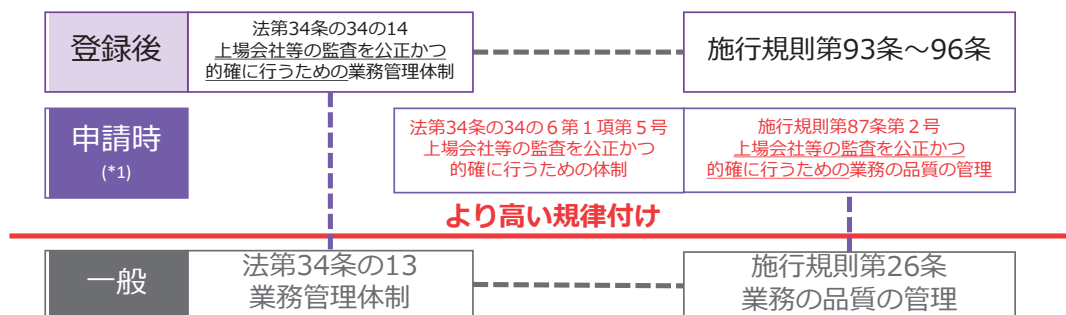
3.「登録上場会社等監査人」欄の2023年度通常レビュー対象監査事務所数は、法令上の経過措置の適用を受けるための届出の提出期間後の監査事務所数、2024年度通常レビュー対象監査事務所数は、上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所及びみなし登録上場会社等監査人(2024年4月1日現在)の監査事務所数を記載している。

4.2024年度においては、みなし登録上場会社等監査人のうち、上場会社等監査人名簿への登録の申請を行わなかった監査事務所がある。当該監査事務所は、通常レビュー対象監査事務所数(2024年4月1日現在)では「登録上場会社等監査人」として記載し、実施監査事務所数の内訳では、経過期間終了後に登録の申請を行わなかったことから、「その他の監査事務所」として記載している。

(3)適格性の確認に関する事項

2022年5月の公認会計士法の改正を踏まえ、登録申請者及び登録上場会社等監査人に対して上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための体制を備えているか確認することを目的として、「適格性の確認」を行っています。全ての監査事務所は、人的体制を含む業務管理体制を整備しなければなりません。上場会社等の監査を行う監査事務所は、当該監査業務を公正かつ的確に遂行するために、より高い規律付けを果たした業務管理体制が求められます。

【上場会社等の監査を行う監査事務所に求められる水準】



*1登録の申請時だけでなく、登録後も継続的な体制の整備が求められる。

2024年度における適格性の確認に関する事項は以下のとおりです。

①「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の改正

当協会では、適格性の確認のために品質管理レビューを行うに当たり、上場会社等の監査を行う監査事務所が、公認会計士法及び公認会計士法施行規則に定める上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかどうかを判断するに当たっての着眼点及び判断基準を示すことを目的に、2023年6月「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を策定・公表し、2024年8月に改正しました^(注)。

改正の主なポイントは以下のとおりです。

- ・「監査に関する品質管理基準」の改訂や、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正などを参考にして、ガイドラインの項目立てについて整理を行いました。
- ・公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条に定めのある事項について、2024年7月1日以後順次対応が求められることを踏まえ、着眼点及び判断基準の新規追加を行いました。
- ・上場会社等監査人登録審査会における議論や、2023年度の品質管理レビューの実績を踏まえ、職業倫理及び独立性に関する事項など、着眼点及び判断基準が定められていなかった事項又は着眼点及び判断基準について拡充する必要があると考えられた事項について、新規追加又は拡充を行いました。

- ・ガイドラインを利用して体制の整備を行おうとする監査事務所の参考となるように、着眼点及び判断基準の記載の具体化又は例示の追加を行いました。

(注)当協会ウェブサイト「専門情報一覧(掲載日：2024年8月13日)」を参照。

URL:https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240813rqj.html

② 適格性の確認に係る実施状況

みなし登録上場会社等監査人のうち上場会社等の監査を継続して行う監査事務所は、改正附則第3条第1項を踏まえ、経過措置期間が終了する2024年9月30日までに登録申請を完了する必要がありました。2024年度における適格性の確認の実施状況は以下のとおりです。

【書面による実態調査】

一定の条件を満たしたみなし登録上場会社等監査人からの登録申請については、登録の審査のためのレビューではなく、ア．直近3事業年度内の通常レビューの実施結果、及びイ．業務の品質の管理を行うための体制(公認会計士法施行規則第87条第2号により「選任の部門の設置」若しくは「主として従事する公認会計士(監査法人にあっては、社員である者に限る。)の選任」のいずれかを整備することが求められている。)の書面による実態調査の結果によって、上場会社等監査人登録審査会が登録の審査を行います。

2024年度において、品質管理委員会は、上場会社等監査人登録名簿への登録を申請したみなし登録上場会社等監査人69事務所(2023年度32事務所)に対し実態調査を実施し、以下について、監査事務所における整備の状況等を書面(調査票)により確認し、業務の品質の管理を行うための体制を備えているかどうかを確認しました。

- ・品質管理レビュー手続第590-7項に掲げる事項
- ・公認会計士法第34条の13に規定する業務管理体制
- ・公認会計士法施行規則第87条第2号に掲げる上場会社等の監査を公正かつ的確に行うための業務の品質の管理を行う体制

【登録の審査のためのレビュー】

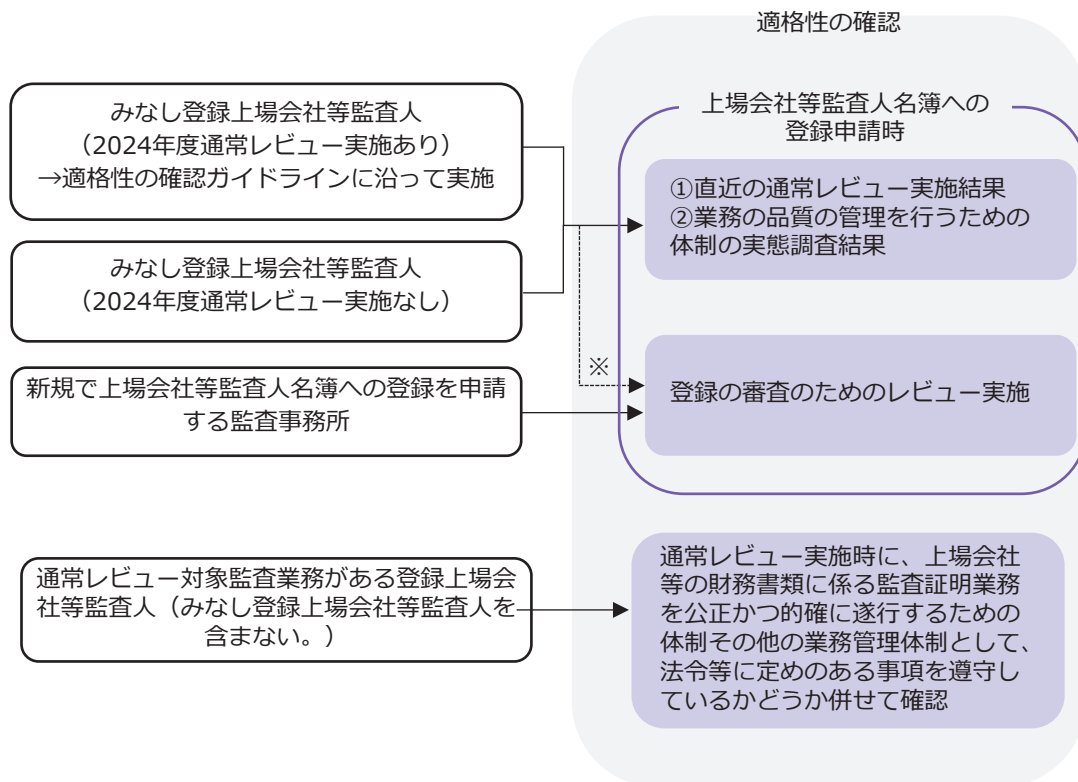
導入2年目である2024年度においては、上場会社等監査人登録審査会からの要請に基づき、登録申請者のうち21事務所(ほか前年度からの1繰越事務所)に対し、登録の審査のためのレビューを実施しました。(「(6)登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果等」において詳述)

【通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人への通常レビュー】

通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人(通常レビュー実施時点で上場会社等監査人名簿に登録されている監査事務所であり、みなし登録上場会社等監査人を含まない。)32事務所に対して、2024年度の通常レビューに併せて、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうかを確認することで、適格性の確認を実施しました。その結果、「審査」(監査事務所に設置されたより上位の審査委員会の審査項目に該当すると判断しているが、審査委員会の審査を受審していない)、「資源(人的資源)」(社員の評価に関する具体的な方針及び手続を定めていない等)、「職業倫理及び独立性」(報酬依存度の検討に関する方針及び手続について、倫理規則の改正が反映されていない等)の項目が改善勧告事項として見受けられました。

なお、「適格性の確認のために行う品質管理レビューにおける重要な不備事項の要因」の例示は、登録上場会社等監査人を前提としているため、通常レビュー実施時点で上場会社等監査人名簿に登録されていない、みなし登録上場会社等監査人に対する通常レビューでは、上記例示に該当した場合でも、不備事項として取り扱うこととしています。

【2024年度における適格性の確認方法】



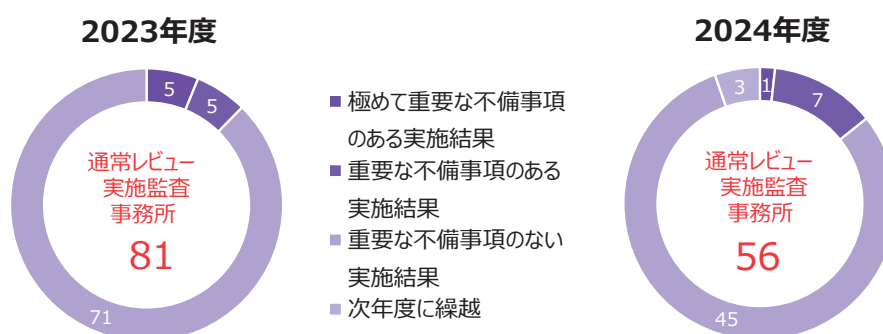
※上場会社等監査人登録審査会が必要と認めたときは、登録の審査のためのレビューを実施する。

(4)通常レビューの実施結果

品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、2024年5月から2025年4月までに品質管理委員会において決議したものを2024年度分として取り扱っています。

① 通常レビューの結果

2024年度の通常レビュー実施監査事務所(56事務所)の通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」が45事務所、「重要な不備事項のある実施結果」が7事務所、「極めて重要な不備事項のある実施結果」が1事務所となりました。なお、繰越監査事務所は3事務所であり、「実施結果の不表明」はありませんでした。



2024年度に重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所の数は、8事務所でした(2023年度は10事務所であり、そのうち、2024年度において3事務所は通常レビュー、5事務所は改善状況の確認を実施しました。また、残りの2事務所は監査人交代によって、通常レビュー対象監査事務所外となっている。)

重要な不備事項等のある実施結果が表明された8事務所は、業務執行社員又は補助者が監査の基準を理解できているという思い込み若しくは以前からの慣習を踏襲していれば問題ないとの思い込みがあった、最高経営責任者の監査品質の改善に向けたリーダーシップが発揮できていない、職業的専門家としての懐疑心が発揮されていないといった根本的な原因から、主に、監査責任者による指揮と監督及び監査調書の査閲並びに審査が有効に機能していないなどの不備が指摘されています。さらに、重要な不備事項等のある実施結果が表明された登録上場会社等監査人においては、より高い規律付けが求められるようになったにもかかわらず、従来の品質管理の延長線上で考えていたことが主な根本原因になっています。

また、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じている事例が多くあります。

レビュー報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとにおける通常レビューの実施結果等の種類別の内訳は、次の表のとおりです。

【通常レビュー報告書交付監査事務所(規模別の内訳)】

(単位：事務所)

		実施結果等の種類別の内訳					
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	実施結果の不表明	繰越監査事務所	合計
登録上場会社等監査人	大手・準大手	4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(2)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	10(8) ^(注2)	0(0)	0(0)	0(0)	11(8)
		5～9社	2(13)	3(1)	0(0)	0(0)	6(14)
		2～4社	8(18) ^(注2)	1(0)	0(0)	0(1) ^(注2)	9(19)
		0～1社	6(11)	0(0)	0(0)	0(0)	6(11)
	計	30(52)	4(1)	0(0)	0(1)	2(0)	36(54)
その他の監査事務所		15(21)	3(4)	1(7) ^(注2)	0(0)	1(0)	20(32)
合計		45(73)	7(5)	1(7)	0(1)	3(0)	56(86)

(注) 1.()内には、2023年度の監査事務所数を記載している。

2.2022年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2023年度に繰り越された5事務所のうち、2事務所は重要な不備事項のない実施結果、2事務所は極めて重要な不備事項のある実施結果、1事務所は実施結果の不表明にそれぞれ含めている。

❶「重要な不備事項等のある実施結果」は、あくまでも、通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される実施結果であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューの往査時において、レビューアーは各種実施項目について確認しますが、特に重点的実施項目は必ず確認することとしており、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

ア. 監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況

監査事務所の品質管理システムの整備及び運用の状況に関しては、以下の項目について適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

なお、2023年度が2022年度に比べ大幅に増加している理由は、2022年5月の公認会計士法の改正を踏まえ、みなし登録上場会社等監査人に対しては、指導的観点をもって登録申請までに改善すべき事項を明確にすることに重点を置き、適格性の確認ガイドラインに沿って2023年度の品質管理レビューを実施したことに伴い、監査事務所の品質管理システムに関する改善勧告については、2022年度以前は不備事項としていない事項も、上場会社等の監査の更なる品質向上の観点から不備事項として指摘しているためです。また、2024年度が2023年度に比べて減少している理由は、みなし登録上場会社等監査人の上場会社等監査人名簿への登録の審査に向けて、担当主査レビューアーによる指導が行われるとともに、監査事務所としても、より高い規律付けを適切に理解し、品質管理システムの改善が進んだためです。

【重点的実施項目において改善勧告事項のあった監査事務所数】

(単位：事務所)

重点的実施項目	2022年度	2023年度	2024年度
1. 監査事務所のリスク評価プロセス	－	－	7
2. ガバナンス及びリーダーシップ	2	50	8
3. 職業倫理及び独立性	2	6	1
4. 監査契約の新規の締結	7	26	2
5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)	6	33	6
6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	5	16	4
7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	21	54	9

(注) 1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。

2.各改善勧告事項の中でも、重点的実施項目に該当するものに限定して集計している。

「1. 監査事務所のリスク評価プロセス」についての改善勧告事項には、主に、監査事務所が必要と考える追加の品質目標の設定の可否を検討した過程を残していない、設定した監査事務所の品質目標等への対応について監査事務所内の討議及び承認のプロセスを定めていない、といった内容が含まれています。

「2. ガバナンス及びリーダーシップ」についての改善勧告事項には、主に、監査業務の品質を重視することの重要性に関する伝達内容について浸透度合の確認・評価の具体的な方針及び手続

を定めていない、品質管理担当責任者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない、品質管理活動を実施するために十分な時間を確保していることを確認する仕組みが不十分、といった内容が含まれています。

「3. 職業倫理及び独立性」については、監査責任者及び審査担当者の長期間の関与に関する具体的な方針及び手続を定めていない、守秘義務に関する具体的な方針及び手続を定めていない、といった内容が含まれています。

「4. 監査契約の新規の締結」については、主に、監査契約の新規の締結に当たり入手すべき情報等に関する具体的な方針及び手続を定めていない、といった内容が含まれています。

「5. 人的資源(専門要員の教育・訓練)」については、主に、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するための教育・訓練に関する具体的な方針及び手続を定めていない、研修の履修管理体制の整備が不十分、といった内容が含まれています。

「6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス」については、主に、日常的監視の実施に関する具体的な方針及び手続を定めていない、定期的な検証担当者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない、といった内容が含まれています。

「7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」については、主に、最終的な整理後の監査調書の不適切な修正や追加を防止する仕組みが不十分である、監査調書の保管や棚卸などに関する具体的な方針及び手続を定めていない、といった内容が含まれています。

なお、上記いずれの重点的实施項目についても、大手監査法人及び準大手監査法人では、改善勧告事項は識別されていません。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

イ. 個別業務における監査の実施状況

個別業務における監査の実施状況に関しては、主に以下の項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、次の表のとおりです。

【重点的实施項目において改善勧告事項のあった監査事務所数】

(単位：事務所)

重点的实施項目	2022年度	2023年度	2024年度
1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応			
・収益認識	28	56	30
・経営者による内部統制を無効化するリスク	35	46	21
2. 会計上の見積りの監査	51	55	28

(注) 1.複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所がある。

2.各改善勧告事項の中でも、重点的实施項目に該当するものに限定して集計している。

改善勧告事項は2023年度と同様、下記の項目から多く発生しています。

「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」の「収益認識」では、不正シナリオの検討不足、特別な検討を必要とするリスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足、不正リスクを識別していない場合に比べ、証明力がより強い監査証拠を入手していないといった内容が見受けられます。「経営者による内部統制を無効化するリスク」では、抽出された仕訳入力に対する詳細テストの未実施、不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討不足といった内容が見受けられます。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人でも、「収益認識」では、特別な検討を必要とするリスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足、不正リスクを識別していない場合に比べ、証明力がより強い監査証拠を入手していないといった内容が見受けられます。

また、「経営者による内部統制を無効化するリスク」では、不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討不足、抽出された仕訳入力に対する詳細テストの未実施といった内容があります。

「2. 会計上の見積りの監査」では、固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価・繰延税金資産の回収可能性・貸倒引当金・株式の評価等からも改善勧告事項が生じています。具体的には、会計上の見積りに関連する企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解不足や、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足といった内容が見受けられます。

なお、大手監査法人及び準大手監査法人でも、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性において、主に、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足といった内容があります。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

ウ. 上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制に関しては、主に35頁に記載の重点的実施項目について確認しました。その結果、「1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制」から「4. 組織的な運営」までの項目については、改善勧告事項が識別されず、「5. 品質管理システムの整備及び運用状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目」については、「(3)適格性の確認に関する事項 ②適格性の確認に係る実施状況」の【通常レビュー対象監査業務がある登録上場会社等監査人への通常レビュー】をご参照ください。

(5)特別レビューの実施状況及び実施結果

特別レビューの実施状況及び結果は次の表のとおりです。

なお、2024年度においては、以下の理由により2事務所に対し特別レビューを実施しており、いずれも審議繰越となっています。

- ・監査事務所の品質管理のシステムの継続的な改善への取組体制の整備及び運用の状況並びに特定の監査業務を確認することが必要と認められたため
- ・登録の審査を進めるに当たって、登録申請日現在における監査業務に係る品質管理システムの状況を確認することが必要と認められたため

【特別レビューの実施状況及び結果】

	2022年度	2023年度	2024年度
特別レビューの実施テーマ	過年度訂正監査	－	上記参照
実施監査事務所数	1	0	2
実施結果	重要な不備事項のない実施結果	－	審議繰越

(6)登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果

2024年度において、上場会社等監査人登録審査会の要請に基づき、登録の審査のためのレビューを以下のとおり実施しました。

監査事務所の品質管理システムの整備状況に加えて、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかを確認しました。

また、監査事務所の整備状況の評価に当たっては、監査事務所の運営の状況や監査業務への適用の状況などの実態も十分に考慮しました。

なお、登録の審査のためのレビューの前に監査事務所とコミュニケーションを十分に図り、それによって登録申請を取り下げた監査事務所が6事務所あります。

【登録の審査のためのレビューの実施状況及び実施結果】

(単位：事務所)

実施結果	2023年度	2024年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	0	2
重要な不備事項のある実施結果	0	0
重要な不備事項のない実施結果	4	19 ^(注)
合計	4	21

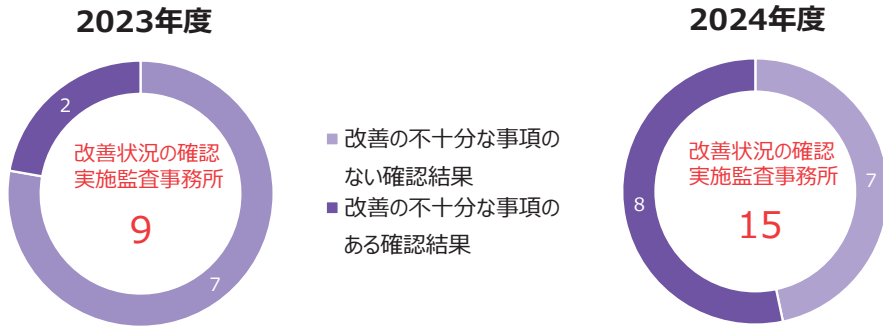
(注)上表のほか、2023年度から繰り越した1事務所に交付した。

重要な不備事項等のある実施結果が表明された2事務所は、公認会計士法施行規則第87条第1号で求める人的体制や同条第2号で求める業務の品質の管理を行うための体制を整備していない、上場会社等監査人名簿に登録される監査法人としての研修・履修管理体制を整備していない、専門要員が業務に当たって受講すべき重要な研修を指定していない、などの不備が指摘されています。

(7)改善措置の状況の確認

① 改善状況の確認

2024年度の改善状況の確認実施監査事務所(15事務所)の確認結果は以下のとおりです。



2024年度に改善状況の確認を実施した結果、改善の不十分な事項のない確認結果7事務所のうち、前年度の品質管理レビューで発見された改善勧告事項は全て改善されているものの、周辺領域から新たな改善勧告事項が発見された監査事務所は3事務所でした。また、改善の不十分な事項のある確認結果が表明された監査事務所は、8事務所でした。うち、2事務所については、前年度実施した通常レビューにおいて見受けられた重要な不備事項に係る改善勧告事項に関し、改善の不十分な事項として指摘しました。

なお、2023年度に改善の不十分な事項のある確認結果が表明された2事務所については、各監査事務所の状況を踏まえ、2024年度に連続して改善状況の確認を実施しました。

改善状況の確認結果報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとの改善状況の確認結果の内訳は、次の表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

			確認結果の内訳			
			改善の不十分な事項のない確認結果	改善の不十分な事項のある確認結果	繰越監査事務所	合計
登録上場会社等監査人	大手・準大手		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	1 (5) ^(注2)	3 (0)	0 (0)	4 (5)
		5～9社	2 (0)	2 (1)	0 (0)	4 (1)
		2～4社	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)
		0～1社	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
計			5 (5)	5 (2)	0 (0)	10 (7)
その他の監査事務所			2 (3)	3 (0)	0 (0)	5 (3)
合計			7 (8)	8 (2)	0 (0)	15 (10)

(注) 1.()内には、2023年度の監査事務所数を記載している。

2.2022年度に改善状況の確認を実施し、改善状況の確認結果報告書の交付が2023年度に繰り越された1事務所の確認結果が含まれている。

② 書面による改善措置の確認結果

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、翌年度に、監査事務所による改善措置の実施状況を記載した改善状況報告書の提出を求め、レビューチームは、その改善措置の実施状況を確認します。

監査事務所(通常レビュー又は改善状況の確認を実施した監査事務所を除く。)から提出された改善状況報告書を閲覧した結果は、次の表のとおりです。

【書面による改善措置の確認結果】

(単位：事務所)

		2022年度	2023年度	2024年度
改善状況報告書により改善不十分の懸念の有無を確認する対象監査事務所		56	76	64
改善不十分の懸念	有	0	0	0
	無	56	76	64

(8)品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況等

① 措置の決定

通常レビューの実施結果に基づき決定した措置は、次の表のとおりです。

【通常レビューの実施結果に基づき決定した措置】

(単位：事務所)

通常レビューの実施結果等	措置(注4)	2022年度	2023年度	2024年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告	1	4	0
	辞退勧告(改善不十分)	2	2	1
	厳重注意	0	1	0
	小計	3	7	1
重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告(改善不十分)	1	0	0
	厳重注意	1	2	7
	厳重注意(改善不十分)	0	0	0
	注意	0	1	0
	注意(改善不十分)	0	2	0
	小計	2	5	7
重要な不備事項のない実施結果における改善勧告事項	厳重注意(改善不十分)	0	1	0
	注意(改善不十分)	6	7	6
	小計	6	8	6
実施結果の不表明	注意(改善不十分)	0	1	0
合計		11	21	14

(注)1.品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合がある。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しない。

- 2.表中に、前年度から繰り越された監査事務所のうち、措置が決定された監査事務所数を、2022年度に2事務所、2023年度に3事務所含めている。品質管理レビューの実施結果及び措置は、2022年度が「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告(改善不十分)」と「重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告(改善不十分)」、2023年度が「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」(2事務所)と「実施結果の不表明及び注意(改善不十分)」(1事務所)である。
- 3.上表のほか、2024年度において、登録の審査のためのレビューを実施した結果、「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」1件、「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告(改善不十分)」1件、「重要な不備事項のない実施結果及び注意(改善不十分)」1件の措置を決定した。
- 4.「措置」欄の「辞退勧告(改善不十分)」、「嚴重注意(改善不十分)」及び「注意(改善不十分)」は、通常レビューの結果、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になる。

改善状況の確認結果に基づき決定した措置は、次の表のとおりです。

【改善状況の確認結果に基づき決定した措置】

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	措置	2022年度	2023年度	2024年度
改善の不十分な事項のある確認結果	辞退勧告(改善不十分)	1	0	0
	嚴重注意(改善不十分)	0	0	4
	注意(改善不十分)	3 ^(注2)	2	4
合計		4	2	8

(注) 1.品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合がある。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しない。

2.2021年度に改善状況の確認を実施し、改善状況の確認結果報告書の交付及び措置の決定が2022年度に繰り越された1事務所を含む。

② 監査・規律審査会の審査会長への報告

品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告します。

監査・規律審査会の審査会長に報告した監査事務所数は次の表のとおりです。

【監査・規律審査会の審査会長への報告に関する表】

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	2022年度	2023年度	2024年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	3	6	1
重要な不備事項のある実施結果	1	0	0

5

2024年度の通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項(「監査事務所の品質管理システム」及び「監査業務の品質管理」)の状況は、次の表のとおりです。なお、各表中には前年度からの繰越監査事務所に係る改善勧告事項の状況を含めて記載しています。

【改善勧告事項の発生内訳】

年度	改善勧告事項数			レビュー報告書交付事務所数		選定した 監査業務数
	監査事務所の 品質管理 システム	監査業務の 品質管理	計		うち改善勧告 事項が生じた 事務所数	
2023年度	460	684	1,144	86	86	176
2024年度	96 【72】	317 【228】	413 【300】	53 【32】	51 【32】	133 【109】

(注) 1. 【 】内には2024年度の改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所に係る数値を記載している。
2. 2023年度欄に含めている2022年度からの5繰越事務所は、改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所の品質管理システム」が17件、「監査業務の品質管理」が60件あり、選定した監査業務数は10業務ある。

(1) 「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

なお、2024年度が2023年度に比べて減少している理由は、みなし登録上場会社等監査人の上場会社等監査人名簿への登録の審査に向けて、担当主査レビューアーによる指導が行われるとともに、監査事務所としても、より高い規律付けを適切に理解し、品質管理システムの改善が進んだためです。

【「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数		
	(A)	1事務所当たり 平均数(A/B)	(B)	うち改善勧告事項が生じた 事務所数	
重要な不備事項のない 実施結果	51(378)	1.1(5.1)	45(74)	21(66)	47%(89%)
重要な不備事項等のある 実施結果	45(82)	5.6(6.8)	8(12)	8(12)	100%(100%)
合計	96(460)	1.8(5.3)	53(86)	29(78)	55%(91%)

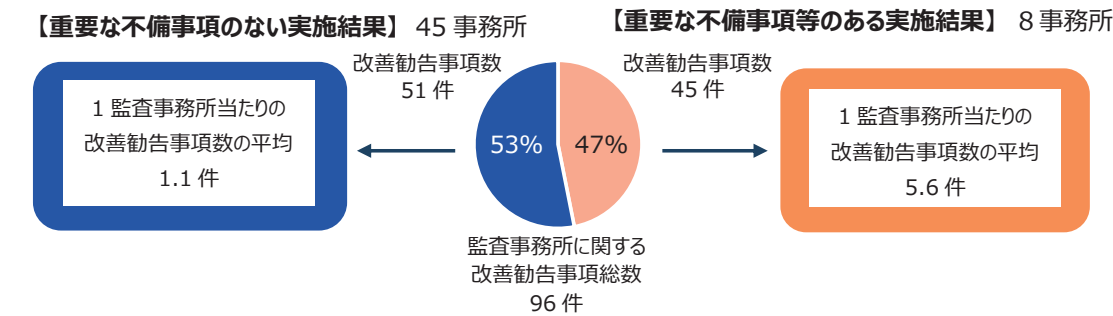
(注) 1.()内には2023年度の数値を記載している。
2. 2023年度数値に含めている2022年度からの5繰越事務所のうち2繰越事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、改善勧告事項数が10件ある。

また、品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所のうち、改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所における、「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

【改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所の「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数		
	(A)	1事務所当たり平均数(A/B)	(B)	うち改善勧告事項が生じた事務所数	
重要な不備事項のない実施結果	34	1.3	26	14	54%
重要な不備事項等のある実施結果	38	6.3	6	6	100%
合計	72	2.3	32	20	63%

【2024年度レビュー報告書交付事務所数】 53事務所



- ❶ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。監査に関する品質管理の向上のため改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。
- ❷ 通常レビュー実施監査事務所数は、各年度によって異なり、改善勧告事項数を比較することは、必ずしも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、「監査事務所の品質管理システム」と「監査業務の品質管理」に分けて、改善勧告事項の発生状況等について比較を行っています。

発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理システム)

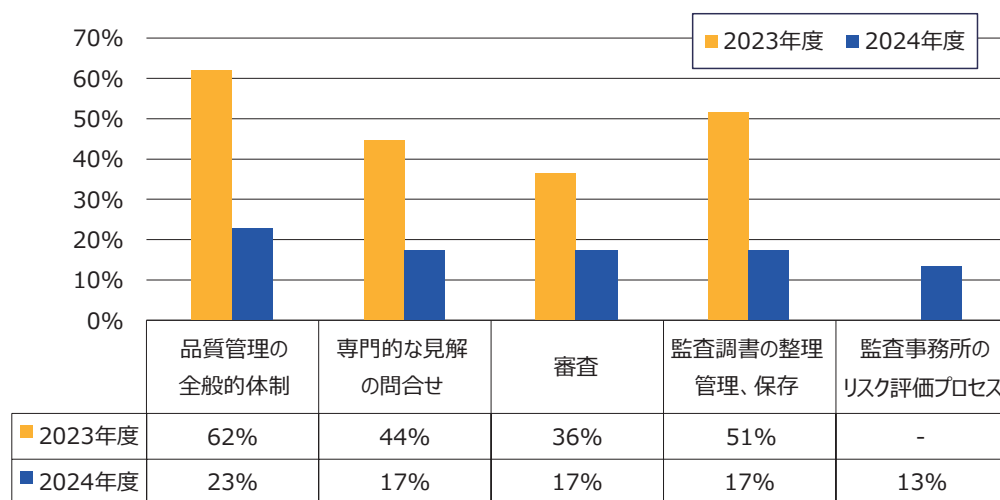
「監査事務所の品質管理システム」に関連する改善勧告事項のうち、上位5項目全てにおいて、2023年度と比較して発生割合^(注)が減少しています。

上位5項目の主な改善勧告事項は次の表のとおりです。

【「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項】

改善勧告事項の項目	主な内容
品質管理の全般的体制	・ 監査業務の品質を重視することの重要性に関する伝達内容について浸透度合の確認・評価の具体的な方針及び手続を定めていない。 ・ 品質管理担当責任者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない。 ・ 品質管理活動を実施するために十分な時間を確保していることを確認する仕組みが不十分。 (重点的实施項目の「2. ガバナンス及びリーダーシップ」と同様)
専門的な見解の問合せ	・ 専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案、専門的な見解の問合せ先、問合せ先の能力及び適性の評価を含む実施の方針又は手続について具体的に定めていない。
審査	・ 監査業務において多数の改善勧告事項が生じており、審査によって発見・防止されていない。 ・ 審査担当者の適格性の確認に関する具体的な要件を定めていない。
監査調書の整理及び管理・保存	・ 最終的な整理後の監査調書の不適切な修正や追加を防止する仕組みが不十分である。 ・ 監査調書の保管や棚卸などに関する具体的な方針及び手続を定めていない。 (重点的实施項目の「7. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」と同様)
監査事務所のリスク評価プロセス	・ 日常的監視の実施に関する具体的な方針及び手続を定めていない。 ・ 定期的な検証担当者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない。 (重点的实施項目の「6. 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス」と同様)

【発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理システム)】



(注) 「改善勧告事項の発生割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

また、改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所の「監査事務所の品質管理システム」に関連する改善勧告事項のうち、上位3項目は次の表のとおりです。

【改訂後の品質管理基準を適用した監査事務所の「監査事務所の品質管理システム」に関する改善勧告事項】

改善勧告事項の項目 (改善勧告事項の発生割合)	主な内容
専門的な見解の問合せ (28%)	・専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案、専門的な見解の問合せ先、問合せ先の能力及び適性の評価を含む実施の方針又は手続について具体的に定めていない。
監査事務所のリスク評価 プロセス (22%)	・監査事務所が必要と考える追加の品質目標の設定の要否を検討した過程を残していない。 ・設定した監査事務所の品質目標等への対応について監査事務所内の討議及び承認のプロセスを定めていない。 (重点的実施項目の「1. 監査事務所のリスク評価プロセス」と同様)
品質管理の全般的体制 (16%)	・品質管理担当責任者の適格性の判断の根拠となる具体的な要件を定めていない。 ・品質管理活動を実施するために十分な時間を確保していることを確認する仕組みが不十分。(重点的実施項目の「2. ガバナンス及びリーダーシップ」を参照)

❶ 改善勧告事項の具体的な内容については「2024年度品質管理レビュー事例解説集」Ⅰ部6頁以降・Ⅱ部4頁以降をご参照ください。

(2)「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数は、次の表のとおりです。

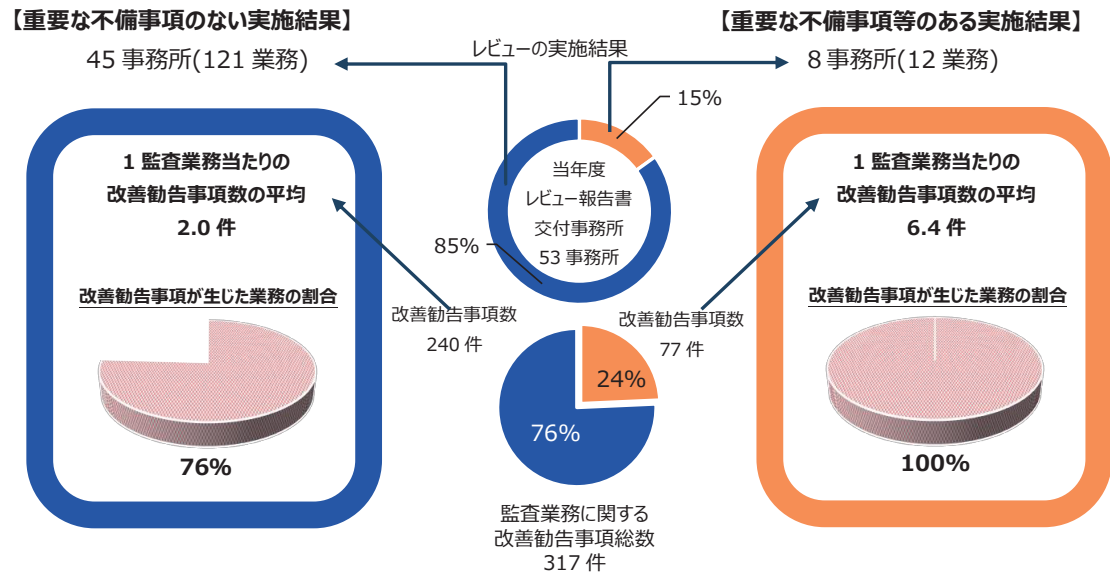
【「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数】

レビューの 実施結果	改善勧告事項数		レビュー 報告書 交付事務所数	選定業務数			
	(A)	1監査業務当たり平均(A/B)		(B)	うち改善勧告事項が生じた業務数		
重要な不備事項のない実施結果	240 (528)	2.0(3.3)	45 (74)	121 (162)	92 (137)	76%(85%)	
重要な不備事項等のある実施結果	77 (156)	6.4(11.1)	8 (12)	12 (14)	12 (14)	100%(100%)	
合計	317 (684)	2.4(3.9)	53 (86)	133 (176)	104 (151)	78%(86%)	

(注) 1.()内には2023年度の数値を記載している。

2.2023年度数値に含めている2022年度からの5繰越事務所のうち2繰越事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、選定した2業務において改善勧告事項数が22件ある。

【2024年度レビュー報告書交付事務所数】 53事務所(133業務)

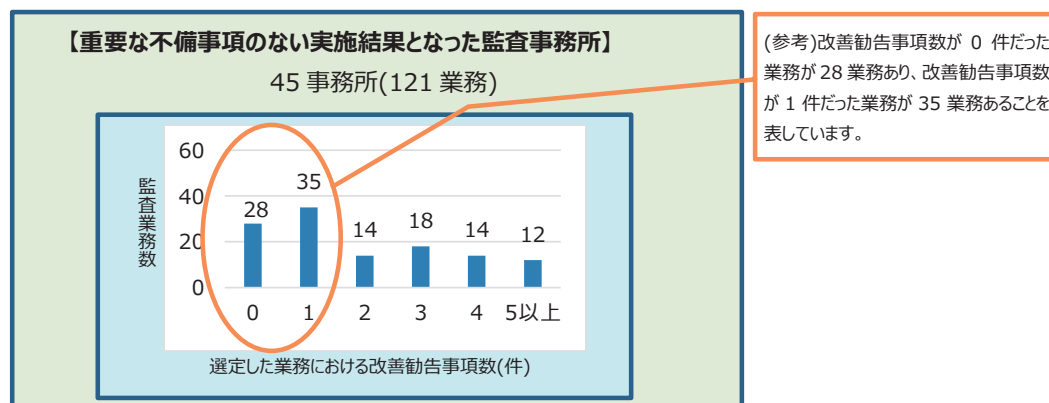


「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

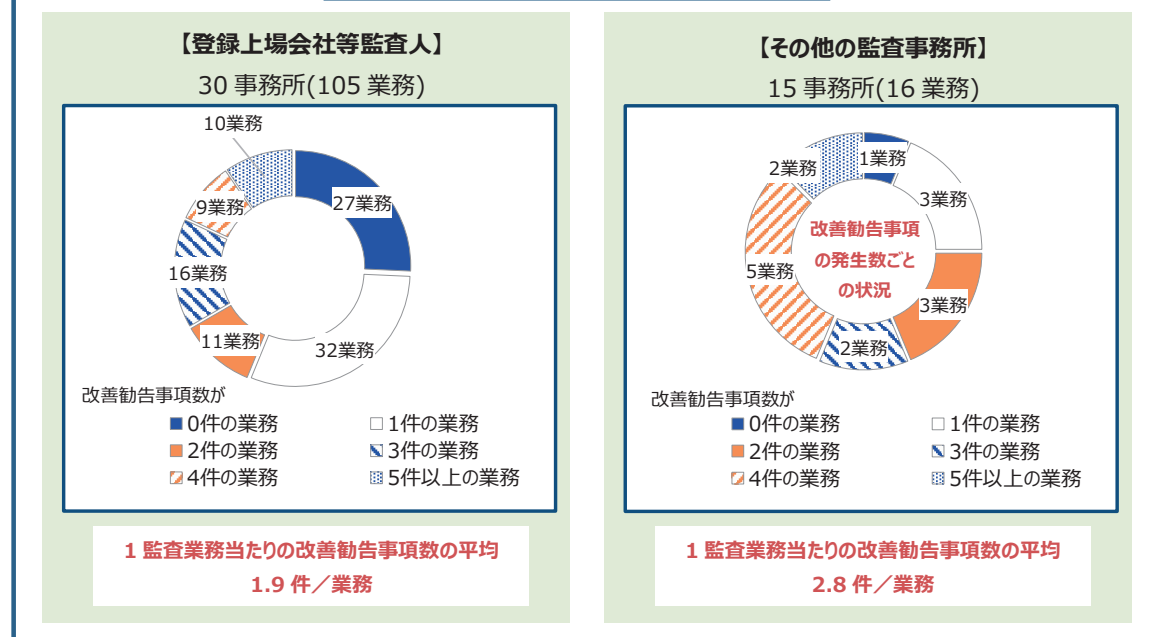
「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項数の状況は、下図のとおりです。

【選定した個別業務における改善勧告事項数ごとの状況】

【選定した個別業務における改善勧告事項数ごとの状況】



<事務所区分別の改善勧告事項数ごとの状況>



発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)

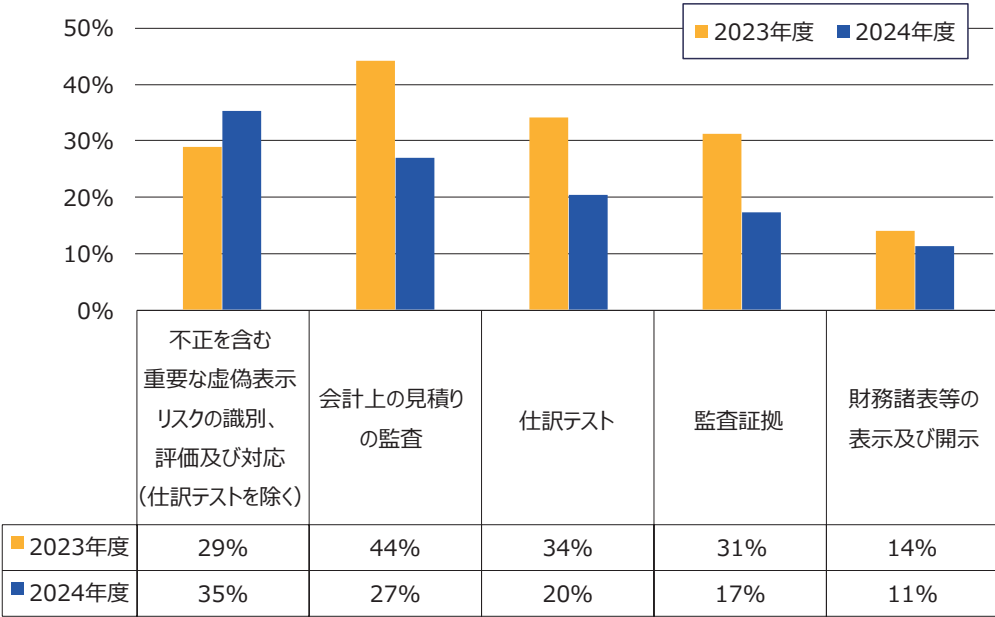
「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)」を除く、上位5項目の発生割合^(注)において、2023年度と比較して減少しています。

上位5項目の主な改善勧告事項は次の表のとおりです。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】

改善勧告事項の項目	主な内容
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)	・不正シナリオの検討不足。 ・特別な検討を必要とするリスクを識別していない場合の合理的な理由の検討不足。 ・不正リスクを識別していない場合に比べ、証明力がより強い監査証拠を入手していない。 (重点的实施項目の「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(収益認識)と同様)
会計上の見積りの監査	・固定資産の減損に係る改善勧告事項が最も多く、棚卸資産の評価、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金、株式の評価等からも改善勧告事項が生じている。 ・具体的には、会計上の見積りに関連する企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解不足や、経営者が使用した重要な仮定に関するリスク対応手続の不足がある。 (重点的实施項目の「2. 会計上の見積りの監査」と同様)
仕訳テスト	・抽出された仕訳入力に対する詳細テストが未実施である。 ・不正シナリオと仕訳の抽出条件との関連性の検討が不十分である。 (重点的实施項目の「1. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(経営者による内部統制を無効化するリスク)と同様)
監査証拠	・企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。
財務諸表等の表示及び開示	・解約不能のオペレーティング・リース取引について、未経過リース料を注記に含めていない。 ・セグメント情報において、連結財務諸表全体の10%以上となる主要な国に区分した開示の要否について検討していない。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】



(注)「選定業務数に対する発生割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

❗ 改善勧告事項の具体的な内容については「2024年度品質管理レビュー事例解説集」Ⅰ部16頁以降・Ⅱ部18頁以降をご参照ください。